

オンラインで開催!

## 「お城」つながりで交流を深めている岐阜県大垣市と 「災害時相互応援に関する協定」の締結式を行います

尼崎市では、大規模災害発生時には、公共施設の被災や職員の負傷等により被災自治体の災害対応能力が著しく低下することが懸念されることから、中核市市長会をはじめ、いくつかの自治体と災害時相互応援協定を締結しています。

大垣市と尼崎市は、平成30年6月に「城を活用した観光まちづくりに関する包括連携協定(3都市4城連携協定)」を締結し、かねてより「お城」つながりで交流を深めてきたところであり、今回防災面においても連携を図るため、災害時相互応援協定の締結に至ったものです。

なお、この度は、新型コロナウイルス感染拡大予防、新たな生活様式の推進のためオンラインによる協定締結式としております。

### 1 協定締結式

- (1) 日時 令和3年3月12日(金)午前11時~11時30分
- (2) 場所 Web方式による会議(市役所 北館4階 4-1会議室)
- (3) 出席者

尼崎市		大垣市	
役職	氏名	役職	氏名
市長	稲村 和美	市長	小川 敏
副市長	森山 敏夫	副市長	広瀬 幹雄
危機管理安全局長	梶本 修司	生活環境部長兼危機管理監	加藤 誠

### 2 協定の概要

いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災自治体に対して、応急対策及び応急復旧に必要な食料、飲料水、生活必需物資、車両等の提供、職員の派遣、その他要請があった事項について、応援活動を実施することを定めたものです。

### 3 協定書

別紙のとおり

以上

## 災害時相互応援に関する協定

尼崎市及び大垣市（以下「協定都市」という。）は、いずれかの行政区域において災害が発生した場合に、災害を受けた一方の都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする都市（以下「応援要請都市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定都市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

### （応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定都市が別に協議するところにより、応援要請都市又は応援都市が負担するものとする。

### （連絡担当部局）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

### （資料の交換）

第6条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

### （その他）

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定都市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市の長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月12日

尼崎市長

大垣市長

## 災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、令和3年3月12日付けで尼崎市と大垣市（以下「協定都市」という。）との間で締結した災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号から第3号までに掲げる応援業務に要する経費のうち、次に掲げる経費は、応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号の業務に要する経費 購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の業務に要する経費 借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第1条第4号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）について応援都市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
  - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。
  - (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が負担するものとする。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請都市と応援都市との間で協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
- 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援都市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請都市の市長に対して行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、第2条から前条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第6条 協定第5条の規定により、協定都市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定都市が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、両市の長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月12日

尼崎市長

大垣市長